

参考 高森町における正当な理由の範囲

【正当な理由の範囲①】

「居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス事業所等各サービスごとで見た場合に5事業所未満（4事業所以下）である場合などサービス事業所が少数である場合」

「介護サービス情報公表システム」で「通常の事業の実施地域」にある事業所をご確認うえ、街頭箇所を印刷し提出書類に添付すること。なお、事業所の所在地ではなく、「通常の事業の実施地域」であることをご留意ください。

地域密着型サービスの場合は、地域密着型サービス事業所が所在する市町村において5事業所未満（4事業所以下）である場合とする。

【正当な理由の範囲②】

「特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合」

【正当な理由の範囲③】

「判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合」

それぞれのサービスが位置付けた計画件数ではなく、居宅サービス計画の総数の平均が1月当たり20件以下の場合に適用されますのでご注意ください。

【正当な理由の範囲④】

「判定期間の1月当たり居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合」

（例）訪問看護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問看護に対しては「正当な理由④」が適用するが、通所介護に対しては「正当な理由④」は適用されない。

【正当な理由の範囲⑤】

「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」

紹介率最高法人の利用者のうち 90%以上の利用者から「居宅サービス事業所等の利用に関する理由書」の提出を受け、提出された理由書のうち利用者の希望により適正に選択されたと判断できる割合が 90%以上の場合とする。

※理由書の提出は、判定期間中に紹介率最高法人を利用したすべての利用者が対象。

(亡くなっている方は除く)

月	利用者	利用者数
9月	A、B、C、D、E、F、G	7
10月	A、B、C	3
11月	A、B、C	3
12月	A、B、C	3
1月	A、D、F、G、H、I	6
2月	A、D、E、H、I、J、K	7

※Cさんは現在亡くなっている

紹介率最高法人の利用者の状況が上表の場合に、すべての利用者数は A、B、D、E、F、G、H、I、J、K の〔10名〕となる。(Cさんは亡くなっているため)したがって、10名×90%=9名以上の理由書の提出が必要になる。

※ 保険者が理由書及び理由書提出一覧表の提出を求める場合、居宅介護支援事業者は保険者の求めに応じるものとする。

【正当な理由の範囲⑥】

「その他正当な理由と高森町長が認めた場合」

(1) 居宅介護サービス事業所等が特別地域加算を受けている場合

対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護（平成 30 年度は対象外）、訪問看護（平成 30 年度は対象外）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（平成 30 年度は対象外）

(2) 社会福祉法第 78 条の規定に基づく福祉サービス第三者評価を受け、特定事業所集中減算の判定期間にその結果が独立行政法人福祉医療機構の WAM-NET（ワムネット）に公表されており、その評価項目のうち a 評価が 50%以上（小数点第 2 以下四捨五入）である事業所の場合

※ワムネットの公表画面を印刷のうえ添付すること。